

2020年12月23日

ゆうちょ銀行の新規業務等の認可申請について

一般社団法人全国信用金庫協会
会長 御室 健一郎

本日、株式会社ゆうちょ銀行が、金融庁長官及び総務大臣に対し、住宅ローン業務（「フラット35」（独）住宅金融支援機構との提携ローン）の直接貸付、当該債権の回収業務等）などを内容とする新規業務等の認可を申請しました。

これまで信用金庫業界は、ゆうちょ銀行が業容を拡大するにあたっては、まずは、「国際的に類を見ない規模にまで肥大化した資金量の縮小」及び「完全民営化」への道筋が具体的に示され、その実行が確実に担保されるとともに、民間金融機関との「公正な競争条件」が確保されていることが必要不可欠である旨などを一貫して主張してまいりました。

しかしながら、依然として完全民営化等に向けた道筋は示されておらず、政府の関与が強く残っている中においては、民間金融機関との「公正な競争条件」が確保されているとは言えません。

かかる状況にも関わらず、ゆうちょ銀行が業容の拡大に向けて認可申請を行ったことは誠に遺憾であり、新規業務への参入等は認められるべきではないと考えます。

とりわけ、すでに過当競争の様相を呈している住宅ローン市場への参入は、①「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねる」との郵政民営化法の基本理念に反すること、②更なる競争激化を招きかねず、民間金融機関の収益力の低下、ひいては、コロナ禍にある中小企業への金融の円滑化や地方創生の取組みにも支障を来たすおそれがあること一などから、信用金庫業界としては容認できません。

また、認可申請の対象が「フラット35」に限られているとは言え、その貸付審査を通じて将来幅広い個人ローンへの進出意欲が誘引されるおそれもあります。

私どもといたしましては、郵政民営化法の基本理念に則り、郵政民営化が本来の目的に沿って進められるとともに、今回の認可申請について、上記の点も十分に勘案のうえ、極めて慎重に審査が行われることを強く要望します。

以上